

(令和2年度事業：令和2年5月の補正予算成立が前提となります)

幕別町飲食店・ホテル等緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を最も受けている町内の飲食店、ホテル及び旅館に対し、臨時特例的な給付金を交付します。

1 交付金額 一事業所あたり10万円

2 交付対象事業者

令和2年4月20日現在において幕別町内で営業している施設のうち、北海道の新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧中、基本的に休業要請を行わない施設と示されている次の(1)、(2)の事業者

(1) 食事提供施設：不特定多数の客の注文に応じ、主として飲食良品をその場で飲食させる施設（食品衛生法の飲食店又は喫茶店による営業許可を有する）

① 飲食店

② 料理店

③ 喫茶店

④ 和菓子・洋菓子店（店内飲食ができる店が対象）

⑤ 居酒屋（スナック、バーは対象外）

(2) ホテル、旅館（簡易宿泊所・民泊は対象外）

3 提出書類

(1) 幕別町飲食店・ホテル等緊急支援事業給付金交付申請書（別記様式1）

(2) 営業を証する証拠書類

・食事提供施設：食品衛生法による営業許可（飲食店又は喫茶店）の写し

・ホテル、旅館：旅館業法による営業許可（ホテル又は旅館）の写し

(3) 振込口座を確認できるもの（通帳の写し等）

※ 必要により、その他の書類の提出を求めることがあります。

4 支給時期

申請受付後、2週間程度を予定しています。（提出書類の不備がない場合）

入金日は交付決定後に申請者に送付する「交付決定通知書」でご確認ください。

5 申請先 新型コロナウイルス感染予防のため、可能な限り郵送による提出をお願いします。

【郵送先】〒089-0692 幕別町本町130番地1 幕別町経済部商工観光課

【窓口提出】役場2階商工観光課、忠類総合支所、札内支所、糠内出張所

6 お問い合わせ、申請書請求先

幕別町経済部商工観光課 電話 0155-54-6606 【平日 8:45~17:30】

申請書は幕別町ホームページからダウンロードすることができます。

役場職員をかたる詐欺にご注意ください。

職員が、訪問し通帳や重要書類をお預かりしたり、口座番号や暗証番号を聞くことはありません。

